

地域コミュニティ事業の基礎事業に該当する事業

○実施可能な、軽微な工事の例

- ① 市道の小規模な修繕工事、改良工事
 - ・道路側溝蓋の交換・グレーチング蓋の交換と新設・段差修正・未舗装路の舗装
 - ・敷き砂利、生コンクリート、コンクリート製品等を利用した小規模な舗装修繕
 - ・集落管理道路の補修工事（赤道等）
 - ・側溝修繕工事 ・排水路等新設（用地買収を伴わないもの）
- ② 小河川・水路の修繕工事（一級河川、農業用水路は除く）
 - ・水路水漏れ補修・水路改善・安全設備設置・蓋の設置、交換、修繕
 - ・浚渫
- ③ 市道などの簡易な安全施設等の新設及び修繕工事
 - ・道路照明・道路安全柵・ガードレール等・視線誘導ポール
 - ・法面、路肩補修
- ④ 市道の横断暗渠等の改修工事（単車線程度の路線）
 - ・横断暗渠の新設、改良、修繕工事 ・暗渠、水路等の浚渫工事
- ⑤ 市道の付帯施設の新設及び維持修繕等
 - ・標識設置、修繕 ・路肩等草刈 ・カーブミラー設置、修繕 ・集落案内表示

○実施が困難であり、不相当と判断している例

- ① 消雪関連工事（小規模な工事は協議）
 - ・消雪パイプ工事…パイプ破損修繕、ノズル交換、バルブ交換、ドレン設置
 - ・消雪井戸の修繕など…バルブ交換、洗浄、操作盤修理
 - ・消雪パイプ配管工事など消雪関連施設の修繕工事…散水管の延長、つなぎ込み等
- ② 市道の改良工事…舗装工事
 - ・道路本体工事、舗装工事は建設課で実施します。
 - ・その他道路本体に係る重要工事は実施不可
- ③ 橋梁工事
 - ・市道の小橋梁であっても工事には協議が必要です。
- ④ 道路・河川以外に関係する工事

- ・ 集落管理施設の修繕工事
- ・ 農業用水路工事、河川取水口工事 農道改良
- ・ 防犯灯、街路灯については別に補助制度を利用することができます。

⑤ 国道・県道に関する工事

- ・ 路肩、側溝等の施設修繕工事

○その他

- ・ 基礎事業は事業の実施前に協議を行なってください。
- ・ 集落要望などについて地域コミュニティ事業か、市（建設課等）、国・県要望かの判断は市民センターへ相談してください。
- ・ 事業の10万円程度の残額は次年度へ繰越すことができる。
- ・ 1件あたりの工事費は50万円以下が望ましい。
- ・ 工事の関係書類を必ず保存してください。

工事位置図 工事概要書（図面） 見積書（工事設計書添付）

状況写真（工事が必要な状況が分るもの）

工事写真（着手前・工事経過・完了） 指示書 支払い関係書類

- ・ 前記実施例以外の要望等については、市民センターまたは担当課へ相談してください。

○基礎事業助成基準について

地区の皆様の身近な生活環境の改善を進めるという基礎事業の趣旨に鑑み、事業を進めてまいりましたが、平成21年導入の本事業並びに広域協定の工事などにより水路改修等生活環境の整備は進展し、残された工事は山沿いか、従来の仕組みでは採択不可能な大事業が残されてきております。限られて事業費の中で、早期の要望実現のため下記要領により受益者負担をいただき、事業を施行させていただくものです。本基準は、令和2年度総会に提案し承認いただいた内容です。

- ① 工事額に上限は定めませんが、補助額上限を40万円とする。
- ② 直営施工（資材、重機等借上）の場合は工事費の90%、委託工事の場合は工事費の50%を補助し、残りは地元負担とする。

例：100万円委託工事×50%＝50万円のところ、助成金は上限の40万円。